

児童養護施設 一陽

行松町26-2-2 電話 43-5514

一陽は、事故や災害、病気や失業など、さまざまな家庭事情で家族と一緒に生活することができない子どもたちに、衣食住の確保や就学などの権利を保障し、健全な社会人として自立できるよう支援しています。

そして、子どもたちが一陽を巣立った後も、社会的な自立に向けてより良い援助ができるよう子どもたちと職員の間を密にし、長期的な展望にたった相談援助を進めています。

入所対象となるのは、原則として2歳から18歳までの児童です。

また、急な事情等のため家庭で養育できなくなったお子さんを、一時的にお預かりする「子育て支援短期利用事業 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ」も行っています。

子どもショートステイ

保護者が病気や看護、または出産・出張などのため、家庭で養育できなくなったお子さんを、一定期間お預かりします。

お預かりしている間は、食事・入浴など身のまわりのお世話をします。

★原則として7日間以内（宿泊可）

★料金

2,750円（2歳以上児）

5,350円（2歳未満児）

市民税非課税世帯は、1,100円

（2歳未満児・以上児共）

生活保護法による被保護世帯は、無料

★預かる施設

原則として2歳以上の児童は一陽

2歳未満の児童は福井県済生会乳児院

児童家庭支援センター 一陽

行松町26-2-2 電話 43-5514

児童家庭支援センター 一陽は、児童虐待をはじめとする要保護児童や発達障がい児等に関する相談のうち、特に専門的な知識・技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家族への指導、さらには丹南地域の基礎自治体による子ども家庭相談支援をバックアップする児童福祉の専門援助機関です。〔根拠法令：児童福祉法第44条の2〕

また近年は、家庭的養護の推進をはかる中で、里親支援も重要な任務となっており、里親制度の周知や里親希望者の開拓などにも取り組んでいます。

子どもトワイライトステイ

保護者の仕事が夜間におよぶ場合、子どもだけで留守番させることのないように、お子さんをお預かりします。

お預かりしている間は、食事・入浴など身のまわりのお世話をします。

★時間

午後5時頃から9時頃まで

★料金

1,000円

市民税非課税世帯は、500円

（2歳未満児・以上児共）

生活保護法による被保護世帯は、無料

★預かる施設

原則として2歳以上の児童は一陽

2歳未満の児童は福井県済生会乳児院



詳しくは、子ども福祉課 子ども・子育て総合相談室（22-3628）におたずねください。